

2019年8月吉日

文部科学省 初等中等教育局参事官付学力調査室様

坂井辰巳

住所
TEL FAX

全国学力・学習状況調査に関する意見書

日頃は、文部科学行政にご尽力いただきありがとうございます。

2017年12月、福井県議会は、「福井県の教育行政の根本的見直しを求める意見書」を可決して、福井県教育委員会に提出しました。意見書は、「『学力日本一』を維持することが本県全域において教育現場に無言のプレッシャーを与え、教員、生徒双方のストレスの要因となっていると考える。」と指摘しています。これは、直接的には福井県の教育行政の根本的な見直しを求めたものですが、文部科学省の全国学力・学習状況調査（「全国学力テスト」）実施についても抜本的見直しを求めているものです。

2018年8月、青森市いじめ防止対策審議会は、中学2年の生徒が自死した事案についての「報告書」を公表しました。その中で、以下のように、全国学力テストの再検討と過度な競争をなくすための教育システムの構築へ向けての抜本的改革を求めています。

国は、全国一斉の学力・学習状況調査が学校現場の競争的環境の一員となっていることを踏まえ、また競争的学校環境が児童生徒にストレスを与えていることを踏まえ、その実施を含めた学力・学習状況調査のあり方について再検討するとともに、子どものいじめ、自殺、精神疾患等を引き起こす過度な競争をなくすための教育システムの構築に向けての抜本的改革に取り組みきたい。

このように、全国学力テストの抜本的な見直しを求める世論が広がっています。

ここでは、現場の元小学校教員として、今年度の小学校調査問題の検討を中心に全国学力テストの問題点についてまとめました。改めて全国学力テストの中止を求める意見書として提出するものです。

I 学力調査問題について

表紙「注意」に以下の文章を掲載する必要があります。（少なくともこれがない限り調査を実施してはならないと考えます。）

「文部科学省は、昨年度まで実施した調査問題について、難しすぎたり、時間内にできなかったりすることがあることを反省し、今年度は気をつけて問題を作成したつもりです。それでも、中には授業で学習していない難しい問題があると思います。また、時間内にすべて解答できない場合があるかもしれません。これは、文部科学省が、あなたたち児童のみなさんの実態を知らなくて、問題作成が適切にできないところに一番大きな原因があります。いずれにしても、この調査で誤答となったり解答できなかったりしても、あなたの責任ではありません。また、新学年になったばかりの貴重な授業時間を3時間も使って行うこと、解答(回答)用紙は返却できないこともあり、重ねてお詫びするものです。それでも、何とぞこの調査にご協力をお願いします。」

「あなたの成績を大学などの研究者に貸与することがあります。これは、教育研究のための貸与です。ただし、あなたの成績を含む情報の漏洩など問題が生じることを完全に防ぐことはできません。もし、あなたの成績を貸与してほしくないという場合は、解答用紙の□の欄に×をつけてください。×がつけてあれば、貸与することはありません。」

(国語)

1番 いきなり長文の問題文と3つの資料が出てきます。それも、初めて目にする文章であり資料であるのです。設問は、問題冊子をめくった次のページから載っています。この

ように、学校で普段受けているテストとは全く異なる、内容的にも形式的にも大変難しい問題です。これでは、勉強が好きだと思っている子どもであっても、とまどうことでしょう。とりわけ、勉強が苦手な子どもは、まったくやる気が出ないと考えられます。

また、場面設定についても、子どもの実態とかけ離れています。そもそも、子どもの何%が公衆電話を使ったことがあるのでしょうか。また、地域の人 30 人から話を聞くというようなこともできません。

調査の一番始めにこのような難しい問題、そして子どもの実態に合わない問題を出すことは、不適切極まりないと考えられます。

(問い1)「どのような目的で用いていますか」という設問ですが、わざわざ「目的」を尋ねる必要性はありません。文章を読み進めていく中で、その内容を補完したりまとめたりしたものが資料だからです。文章の中でも、「その理由をまとめたものが[資料2]です。」「実際に町を歩いてまとめたものが[資料3]」とあります。この設問は不要です。

また、解説資料によると、この問いによって、「書く能力」を把握するとありますが、書く力を問う設問ではありません。「趣旨」に「図表やグラフなどを用いた目的を捉えることができるかどうかをみる。」とあり、資料の使用目的を読み取るものです。「書く能力」というより、「読む能力」の方がふさわしいと考えられます。

(問い2)「公衆電話の使い方や特ちょうについて、くふうして書いています」とありますが、ただ単に「・警察署・・・」「・停電・・・」「電話が混み合っているとき・・・」と並べて書いてあるだけで工夫しているとは言えません。

また、解説資料によると、この問いで「書く能力」を把握するとありますが、書く力を問う設問ではありません。どのように書いているかを読み取る問題であると考えられます。いずれにしても、この問題は不適切です。

(問い3)なぜ、高橋さんの考えをまとめなければならないのですか。問題を解く子ども本人の考えは、高橋さんの考えとは同じではありません。たとえば、携帯電話であれば、停電時にも緊急時にも使えます。わざわざどこにあるか分からないような公衆電話を探すことは現実的にはあり得ません。問題を解く子どもは、自分の考えを封じ込めて、高橋さんの考えをまとめさせられるという理不尽さがあります。

また、高橋さんは、公衆電話がなくなってしまって困った経験から、公衆電話について調べ、この報告をまとめています。そうであれば、公衆電話の見つけ方とどまっていたは不十分ではないでしょうか。なぜ公衆電話が減ってきているのかその原因を調べ、公衆電話を増やすためにはどうすれば良いのかという根本的な解決策を考えていくことが求められているのではないのでしょうか。

なお、解説資料によると、この問いで「国語への関心・意欲・態度」と「書く能力」を把握するとあります。前述したように、自分の考えを封じ込めて、高橋さんの考えをまとめることは、「国語への関心・意欲・態度」を減退させることになるのではありませんか。

「書く能力」については、高橋さんの考えを問題本文から読み取ってまとめて書くという単純な能力を問うにすぎません。「書く能力」とは、問題を解く子ども自身の考えを書くことができるかどうかを問うものであるべきです。

結局、この設問は、字数制限など細かな条件に合わせて書くことができるかどうかという情報処理能力を問う問題であり、調査として不適切な問題であると考えられます。

(問い4) (1) 解説資料の「趣旨」では、「漢字を文の中で正しく使うことができるかどうかをみるとあります。そうであれば、イの「限(らず)」については、単に「限」を書くだけでなく、「限らず」というように送りがなまで正しく書くことができるかどうかを問う問題とすべきです。

これまでの調査で、というより、調査などしなくても学校現場においては、漢字の「書き」に課題がある、さらに、漢字の「読み」ですら満足に身につけていない実態があることが歴然としています。

その原因は、学習指導要領によって膨大な漢字を各学年に割り当てられていることがあります。現行学習指導要領ですら、漢字が多すぎます。それを、次期学習指導要領では、さらに増やしてしまっています。次期学習指導要領の抜本の見直しをしてください。

(問い4) (2) 「次の文を、二つの文に分けて書き直しましょう。」という単純な設問にすべきです。

二文に分けるということは、どこで分けるかということと、続きの文のはじめにどのよ

うな接続語を使うのかということができるかどうか問われるべきです。ところが、設問では、この2つとも不適切なものとなっています。

『書き直した一文目の終わりの五文字と、二文目の「そこで、」に続く五文字を書きましょう。なお、読点(、)も字数に含みます。』という分かりにくい条件をつけることで、せつかく二文に分ける力があっても条件に合わせて書く段階で間違えることも十分考えられます。この条件によって、二つの文に分けて書くことができるかどうかについて、正確に把握することができなくなります。

接続語については、「そこで」が指定されてしまっています。そうではなく、「しかし」「また」「だから」などいろいろな接続語の中で、どれがふさわしいのかを子ども自身が選んで使うことができなければ、二文に分けることができるとは言えないと考えられます。

「趣旨」には、「接続語を使って内容を分けて書くことができるかどうかをみる。」とあります。残念ながら、これを把握する問題ではありません。

2番 [ノートの一部]と[資料]の二つを読み取る、その二つを照らし合わせて読み取る、そして[ノートの一部]に合わせて解答するという難しい問題となっています。[ノートの一部]を割愛して、[資料]の「食べ物を保存する」という文章のみを提示すれば十分問題として成り立ちます。そして、その方が子どもたちにとって解答しやすくなります。

なお、「食べ物は生命の源」のところで、保存技術があるかないかが大きなポイントとありますが、そうではなく狩猟が中心の社会から農耕が中心の社会へと転換していくところにこそ、食べ物を安定的に確保することに大きな変化があったのではありませんか。具体的には、主食としての米作りです。これに触れずに、いきなり副食物の保存方法へと展開していくことは、飛躍があると考えられます。

(問い1)『「食べ物を保存する」を読んで、次の(1)と(2)の問いに答えましょう。』という設問で十分です。

(1) 「食べ物を塩づけにしたり干したりすると保存できるわけを書きましょう。」という設問で十分です。

(2) 「昔の人が食べ物を保存する方法を考えなければならなかった理由を書きましょう。」という設問にして、3つの条件をなくすべきです。

ただし、前で述べたように、副食物の保存の前に主食である米作りを捉えることができるような問題を出すべきであったと思います。

(問い2)「宮原さんは、・・・自分でも梅干しを作ろうと思い・・・」とありますが、小学6年生の実態からかけ離れた場面設定です。梅干しを作ろうと思う子どもがどれくらい存在するのでしょうか。また、作り方を調べることはあっても、実際に作ることは難しいと思います。問題設定が不適切です。

なお、「趣旨」では、「目的に応じて、本や文章全体を概観して効果的に読むことができるかどうかをみる。」とあります。正答の55ページを選んでも、目次から調べたいことながら書かれているところを選んだだけです。「本や文章全体を概観」したわけでも、「効果的に読」んだわけでもありません。

3番 【広報誌の記事】をなくして、インタビューのみにしても、十分問題として成立します。というより、【広報誌の記事】の伝えたい内容と、インタビューの内容とがかけ離れていますので、【広報誌の記事】を詳しく読み取っていると、その内容にこだわってしまい、インタビューの内容が心に伝わってこないとも限りません。【広報誌の記事】は、なくすべきだと思います。

なお、掲載されているインタビューは、とても子どもができる内容ではありません。このインタビューをもとに問題を解くことができたとしても、これと同じように子どもがインタビューを行うことができるわけではありません。ただ、インタビューの中身を読んで理解したにすぎないのです。

(問い1)その前の、大谷さんの回答を読み取ることで、答えることができます。これは、「話す・聞く能力」を把握するための問題ではありません。

(問い2)これについても、4つある選択肢の中で、当てはまるものを読み取って選ぶだけであり、「話す・聞く能力」を把握するための問題ではありません。

(問い3) 岸さんの考えを書くことが、「国語への関心・意欲・態度」なのですか。子ども自身の考えを封じ込めなければならないのですよ。「国語への関心・意欲・態度」に逆行した設問です。

また、「話す・聞く能力」ではなく、字数制限などの3つの条件に合わせて書くという技術力を把握する問題だと思います。

(問い4) ことわざが使われている文としてふさわしいものを選んだだけであり、「自分の表現に用いることができるかどうかをみる」(趣旨) ことはできないと考えられます。

(算数)

1番～(1) 設問は、「下のよう長方形の紙があります。・・・」「ゆうたさんは、上のよう長方形の紙を直線で切って・・・」を削除すべきです。わざわざ余分な説明を載せることで、読んで理解するのに時間がかかってしまうからです。また、問題文が長くなることで、出題数が減ってしまいます。

設問は、簡潔に、「下の1から4までの中で、台形はどれですか。すべて選んで、その番号を書きましょう。」とすべきです。

解説では、「(2、4と解答しているもの)は、向かい合った一組の辺が平行な四角形が台形ということを理解していると考えられる。」とありますが、ただ単に台の形をしているものを2つ選んだだけでも正答となります。必ずしも「向かい合った一組の辺が平行」とであると認識しているわけではありません。

～(2) 「図形の性質や構成要素に着目し、図形をずらしたり、回したり、裏返したりすることで、ほかの図形を構成することができるかどうかみる。」(解説資料) という目的のためには、授業で実際に合同な図形を2つ作り、図形をずらしたり、回したり、裏返したりしてどのような図形ができるか操作活動をし、みんなとどのように作ったか、どのような図形ができたかと話し合い活動をすることです。子どもたちは、載せられた4つの図形以外にいろいろな図形を構成することでしょう。

調査でこのような問題を出すのではなく、授業時間を大切にしていきたいと思えます。つまり、調査で大切な授業時間を削らないでください。

～(3) 【ゆうたさんの求め方】と【ちひろさんの求め方】の提示を削除し、「次の図形の面積を2通りの方法で求めましょう。」とすべきです。

「示された図形の面積の求め方を解釈し、その求め方の説明を言葉や数を用いて記述できるかどうかをみる。」(解説資料)とありますが、算数(数学)は立式で「その求め方」を説明しているのです。わざわざ、「言葉や数を使って書きましょう」という難しい問題にする必要は全くありません。むしろ、立式から、子どもがどのような考え方で解いたかをつかむのが、採点者側(文科省)の役割です。

なお、図形の調査を行うのであれば、定規・三角定規・分度器・コンパスを使って、辺などの長さや頂点などの角度を測定したり、図形を描いたりする問題が必要です。定規すら使わせない本調査では、図形の学力を十分に把握する問題を設定することはできません。

2番～(1) 「かいとさんは、水を大切に使っているのかどうかを知りたいと思い、・・・」を削除して、「グラフ1を見て、あとの問いに答えましょう。」「(1) 水の使用量は、どのように変化していますか。」と単純な文にすべきです。

～(2) 「2010年の水の使用量は、1980年の何倍ですか。式と答えを書きましょう。」とすべきです。

～(3) 「その番号を選んだわけを、グラフ2とグラフ3からわかることをもとに、言葉や数を使って書きましょう。」とあります。なぜ、「言葉や数を使って書」かなければいけませんか。グラフ3で人口が増えているに関わらず、グラフ2で水の使用量が増加していないと読み取るだけで、選択肢の1を選ぶことができます。わざわざ「言葉や数」を使って説明する必要はありません。

グラフ1とグラフ2・グラフ3のみを提示して、「2010年から2016年にかけて水の使用量に変化はありますか。」「人口は、どうですか。」「一人当たりの水の使用量に変化はありますか。」とすべきです。

～(4) 問題設定に疑問があります。「洗顔と歯みがきで使う水の量を求める」とありますが、洗顔・歯磨き時の水の使用量は、ほんのわずかです。トイレやお風呂、食事の方がは

るかに大量の水を使用します。また、洗顔に6 Lもの水を使いますか。

「次の計算をしましょう。 $6 + 0.5 \times 2$ 」とすべきです。

3番～解説資料によると、「計算の仕方の解釈と発展的な考察（計算の工夫）」を目的とした問題であるとされています。ところが、子どもの実態は、計算の工夫の前段階、整数の四則計算において課題があるということがはっきりしています。以下、算数Aで出された整数の四則計算の結果（公立小学校の全国平均正答率）を載せておきます。

加法

平成19年度	$28 + 72$	98.3%
平成21年度	$153 + 49$	95.1%
平成24年度	$132 + 459$	95.7%
平成26年度	$46 + 57$	96.9%
平成27年度	$28 + 72$	98.2%

減法

平成20年度	$132 - 124$	93.0%
平成22年度	$243 - 65$	86.9%
平成24年度	$243 - 65$	88.2%
平成28年度	$905 - 8$	90.9%

乗法

平成20年度	52×41	86.5%
平成21年度	725×8	85.6%
平成29年度	123×52	85.2%

除法

平成21年度	$204 \div 4$	95.4%
平成24年度	$148 \div 37$	94.3%
平成22年度	$912 \div 4$	89.6%
平成25年度	$6 \div 5$	88.3%
平成26年度	$2 \div 5$	91.8%

ここからは、きわめて簡単な四則計算が出題されているにすぎないということ、そのような簡単な計算であっても身につけていない子どもの割合が高いということが分かります。整数の四則計算を全ての子どもが確実にできるようにすることが求められているのです。

そして、算数の調査をするのであれば、繰り上がりのある足し算の筆算、繰り下がりのある引き算の筆算、かけ算の筆算、割り算の筆算の問題を出すことが必須であることを示しています。

～ (1) 「次の計算をしましょう。 $350 - 9$ 」という設問にすべきです。

～ (2) (3) 「次の計算をしましょう。 $400 \div 25$ $90 \div 18$ $600 \div 15$ 」という設問にすべきです。

～ (4) 「リボンを0.6 m買ったときの代金が180円でした。このリボン1 m分の代金は、いくらですか。式と答えを書きましょう」とすべきです。

4番～ (1) 「乗り物券を買うために列に並びました。はるとさんは、前から数えて20番目です。1人15秒ぐらいで乗車券を買うとすると、およそ何分後に順番が来ますか。」で十分です。

～ (2) 「あかりさんたちがゴンドラに乗ってから、・・・ただし、計算の答えを書く必要はありません。」という長い設問文は、「はるとさんがゴンドラに乗ることができるのは何分何秒後でしょう。式と答えを書きましょう」という短い文で十分です。

なお、あかりさんたちの人物像が薄く印刷されています。はるとさんたちと同じ濃さにして見やすくすべきです。

～(3)問題設定が不適切です。限定商品を買うのであれば、時間よりも並んでいる人の数の方が大切です。午後3時までにレジに着くことができたとしても、その前に売り切れてしまったら買うことができません。「○ポール分進むのに○分かかる」ということよりも、レジから自分の前までに何人並んでいるか人数を数えるべきであると思われます。

(学力調査まとめ)

以上、国語・算数の問題について1問ずつ詳細に検討してきました。その結果、ほとんどすべての問題内容が不適切であることが明らかとなりました。

問題内容が不適切であるということに加えて、次のような問題点があります。

- ・ 問題数が少ない。
- ・ 少ない問題数であるにもかかわらず、選択式の設定が多い。選択式では、当てずっぽうで解答しても、正答とされる割合がかなりの割合で生じてしまう。とりわけ「活用」の難しい問題では、矛盾が広がる。
- ・ 不適切な採点基準がある。
例；国語の記述式問題で、字数制限があること。「○字以上○字以内」の条件に合わなければ、たとえ内容が正しくても誤答とされてしまう。
- ・ 配点が不公平である。選択式の簡単な問題でも記述式の難しい問題でも同一の配点。・評価基準がない。
- ・ ていねいに問題を読んで、よく考えて解答しようとする、時間が足りなくなってしまう。
- ・ 過去問題などを事前に練習すればするほど点数が上がる。

まとめますと、問題内容・形式から始まり、配点や評価基準などに至るまで調査として不適切であり、まともに「学力」を把握できる調査ではありません。

とくに、今年度から、A問題とB問題が一体化されたため、A問題に該当する問題が少なくなってしまうました。先に述べた漢字と整数の四則計算がその一例です。結局、この調査は、子どもたちが基礎学力を身につけていない割合が高いという最大の課題を覆い隠す役割を果たします。義務教育の役目は、すべての子どもに確かな学力を身につけさせることにあります。それを放棄して、一部のエリートを育てようという教育施策を推進するために本調査があると考えられます。

このように、「学力」をまともに把握することはできないにも関わらず、いったん結果が公表されると、その数値が正確な「学力」を表すものとして一人歩きし始めます。

- ・ 文科省が都道府県別・政令指定都市別の成績を公表することで、都道府県・政令指定都市間の競争が激化する。
- ・ 点数アップのために、事前対策に拍車がかかる。

公表されることで、「競争や序列化」が激化し、事前対策に拍車がかかるというように学校教育に重大な弊害をもたらしてしまっています。

II 児童質問紙調査について

(表紙)

児童質問紙には、プライバシーや内心に関わる質問がたくさんあります。保護者調査と同じように、以下のような文を載せ、子どもたちに対しても、質問に答えなくてもよいことを保障してください。(これらの文章がない限り実施してはなりません。)

「答えにくい質問がありましたら、その質問は答えなくてかまいません。答えられる範囲で答えてください。」

「なお、調査にご協力いただけないという場合は、アンケート用紙の1ページ目の『調査に協力できない』のところにチェックした上で、担任の先生に提出してください。」

また、質問紙調査結果も、貸し出し対象ですので、次の文を掲載する必要があります。

「あなたの回答結果を大学などの研究者に貸与することがあります。これは、教育研究のための貸与です。ただし、あなたの回答結果を含む情報の漏洩など問題が生じることを完全に防ぐことはできません。もし、あなたの回答結果を貸与してほしくないという場合は、回答用紙の□の欄に×をつけてください。×がつけてあれば、貸与することはありません。」

なお、保護者調査・学校質問紙と同じように、質問紙の最後に、以下のような「お礼のことばを載せるべきです。

「質問はこれで終わりです。ご協力いただき、ありがとうございました。」

過去に行われた教育委員会に対する調査でも、「ご協力いただきありがとうございました。」の文言がありました。保護者・学校・教育委員会にはお礼を言うのに、なぜ子どもにだけお礼の言葉がないのですか。ひょっとして、子どもには人権が保障されなくてもよいとお考えなのでしょうか。

(生活習慣、学校生活などについて)

1番・朝食について一調査当日、朝食をとってなくても、子どもは、1・2時間目に学力調査を受け、3時間目にこの質問紙調査を受けています。お腹が空いているのを我慢して、それでもけなげに調査に協力しているのです。

文科省は、このような子どもの気持ちを理解しておられるのですか。朝食を食べているかどうかの調査をする段階ではありません。子どもの貧困対策が求められています。給食費の無償化がどこの自治体でもできるように、予算措置をとってください。また、朝食を食べていない子が多い学校では、朝食を提供することが求められているのです。文科省は、そのための財政的な措置をとってください。

同・家の人との会話について一確かに、どの子も家に帰ってから、学校でこんな楽しいことがあった、勉強がよくできるようになった、などと学校での出来事の話をしてほしいと思います。実際は、授業時間が増えて疲れ果てたり、授業内容が難しくなって分からなくなってしまったりしています。つまり、子どもから話したくなくなってしまっているのです。このような質問をするのではなく、学習指導要領を抜本的に見直して、授業時数を減らしたり、学習内容を易しくしたりしてください。

また、中には、保護者が夜間仕事に出かけて、子どもたちだけ（兄弟姉妹）で一晩過ごさなければならない家庭があります。子どもにとっては、家の人と話をしたくても、家の人には疲れていてそれどころではないのです。このような調査をするのではなく、せめて昼間働いて家族が安心して生活できるような社会にしてください。

2番・自己肯定感について一本調査で、学力調査で難しい問題を出されたり、質問紙調査で「よい子」を求める質問を受けたりして、子どもたちは自己肯定感を低下させています。自己肯定感を低下させる本調査は、ただちに中止してください。

同・将来の夢について一子どもたちの将来の夢を奪っているのが、今の社会です。文科省はじめ政府は、子どもたちを含む若者が将来に希望を抱けるように政策転換をしてください。

同・徳目について一「ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある」「消す背か強いことでも、失敗を恐れなくて挑戦している」「学校のきまりを守っている」「人が困っているときは、進んで助けている」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「人の役に立つ人間になりたいと思う」というように、子どもの内面まで踏み込むような質問をしてはなりません。

また、道徳の教科化で、これらの徳目を子どもたちに教え込むことは許されません。「特

別の教科「道徳」は撤回してください。

同・学校生活について—「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思う」「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれる」「学級でみんなで話し合っただけで決めたことなどに協力して取り組み、うれしかったことがある」については、だれもがそのように思える学校となるべきです。そのためには、文科省は、学習指導要領を抜本的に見直すとともに、すべての学年で30人以下学級としたり、教職員を大幅に増員したりして、子どもも教職員もゆとりのある学校生活を送ることができるようにしてください。

3番・家庭学習について—「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか。」「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、勉強しますか。」などと家庭学習を奨励しないでください。子どもたちは、膨大な家庭学習に追い詰められているのです。中には、宿題を強制されて自死してしまった子どももいます。子どもたちに必要なのは、家庭での自由時間です。

改訂学習指導要領で、小学校での英語教科化が実施されます。家庭学習が増やされるのは目に見えています。改訂学習指導要領を抜本的に見直して、家庭学習を減らすようにしてください。

同・読書について—子どもたちは、本来読書が好きなのです。このような調査をするのではなく、各学校に常勤の図書館司書を配置したり、図書や資料を増やしたりするための予算を増額してください。また、授業時間数を減らし、学校生活にゆとりをもたらすことで、子どもたちは図書館に行くことが増えます。学習指導要領の抜本的見直しをしてください。

4番・地域との関わりについて—地域との関わりはとても大切です。ところが、文科省は、学校統廃合を促進する通知を出しました。地域から学校がなくなれば、地域との関わりは薄くなってしまいます。また、子どもたちの登下校が困難となります。学級の適正規模は「12学級から18学級」とされていますが、これでは準大規模校です。いじめが、見えなくなるでしょう。このような調査をするのではなく、通知を撤回し、小規模校を増やしてください。

同・外国の人との交流について—「外国の人と友だちになったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う」「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたいと思う」という質問は、英語の早期化を推進するために設けたのですか。小学生に必要なのは、国語（日本語）教育の充実です。英語教育の早期化により、国語教育がおろそかになってしまいます。英語教育の早期化は撤回してください。

現場では、外国籍の子どもが増えています。中には、クラスの半数以上が外国籍の子どものという学校もあります。そして、外国籍の子どもたちもこの調査を受けています。よ。日本人の立場を押しつけるような質問をすることは不適切です。

5番・コンピュータやICTの活用について—まず、コンピュータが設置された当時の状況に立ち返って考えみます。15年ほど前、コンピュータ室が整備され、児童向けのコンピュータが立派なデスクの上に並びました。床には絨毯が敷かれ、エアコンがつけられました。一方で、小さな机や狭いロッカーしか備わっていない教室に大勢の子どもたちが詰め込まれていました。エアコンはおろか扇風機すらありませんでした。子どもよりコンピュータの方が大切にされたのです。その後、教室への扇風機の設置が進み、エアコンが少しずつひろがり始めたときに、豊田市の1年の児童が熱中症で亡くなるという不幸な出来事が起きました。ここからは、コンピュータの整備ではなく、教室へのエアコン設置を先に行うべきであったことが明らかです。

今は、電子黒板やタブレットが導入され始めていますが、状況はどうでしょうか。残念ながら、子どもよりICT機器の方が大切にされている状況は変わっていません。子どもは、

洋式トイレが少なく、休み時間内にトイレをすませることができなかつたり、狭い廊下・教室をはじめとしたきわめて不十分な環境の中勉強をしたり、不衛生な教室で給食を食べたりしています。また、体育のための着替えをする更衣室すらありません。ICT機器を導入する前に、このような不十分な学校環境を改善することこそが求められているのです。

(授業・学習などについて)

6番・授業について—「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」「授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている」などという質問が並んでいます。確かに、これらのことができるようにすることは望ましいですが、それを一人一人の子どもたちの責任としてはなりません。子どもたちには学習する権利があり、それを保障するのが文科省をはじめとした教育行政と学校・教師の役割です。このような質問をする前に、文科省が教育政策を改めてください。

- ・ 難解で多量の学習内容を押しつける学習指導要領を抜本的に見直す。
- ・ 教師の目が行き届くように1クラスの定数を30人以下とする。
- ・ 教職員定数を抜本的に改善して、教師が教材研究をする時間を保障する。そして、子どもたちを授業に引きつけ、分かる楽しさを味わわせることができるようにする。

7番・国語の授業について—「国語の勉強は大切だ」について、「当てはまる」は72.90%、「国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ」について、同じく、66.7%となっています。ところが、「国語の授業の内容はよく分かる」については47.7%、「国語の勉強は好きだ」に対しては38.6%に留まっています。子どもたちは、国語の勉強は大切で努力しているのですが、授業が分からなくて、国語が好きになれないのです。教育を受ける権利を有しているのは子どもたちです。そして、義務教育は、すべての子どもたちに確かな学力を身につけさせるために行われるものです。分かりやすく楽しい授業を行うことができるように、文科省は条件整備をしてください。

同・国語の活用について—「国語の授業で学習したことを、普段の生活の中で、話したり聞いたり書いたり読んだりするときに活用しようとしている」「国語の授業では、目的に応じて、自分の考えを話したり書いたりしている」「国語の授業で自分の考えを話したり書いたりするとき、うまく伝わるように理由をしめしたりするなど、話や文章の組立てを工夫している」「国語の授業で文章や資料を読むとき、目的に応じて、必要な語文を見つけたり、文章や段落どうしの関係を考えたりしながら読んでいる」というように難しいことを求める質問をしてはなりません。子どもたちは、授業が分からなくて困っているのです。授業を分かりやすく、楽しくすることこそが求められています。

同・国語の問題について—このような質問は、不要です。子どもがどのように解答しているかは、解答用紙を見れば一目瞭然です。文科省が、採点を委託した業者から解答用紙を返却してもらって、文科省自身で分析してください。

なお、子どもたちは難しい問題ができなくて落ち込んでいるのに、質問紙で追い打ちをかけるような質問をすることはやめてください。

8番・算数の授業について—「算数の勉強は大切だ」に対して、「当てはまる」は72.90%、「算数の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つ」に対して、同じく、66.7%となっています。ところが、「算数の授業の内容はよく分かる」に対しては47.7%、「算数の勉強は好きだ」に対しては38.6%に留まっています。子どもたちは、算数の勉強は大切で努力しているのですが、授業が分からなくて、算数が好きになれないのです。教育を受ける権利を有しているのは子どもたちです。そして、義務教育は、すべての子どもたちに確かな学力を身につけさせるために行われるものです。分かりやすく楽しい授業を行うことができるように、文科省は条件整備をしてください。

同・算数の活用について—「算数の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できないか考える」などの難しい質問をすればするほど、授業が分からない子は、ますます勉

強ぎらいとなります。一部のエリートを育成するための質問はやめてください。

同・算数の問題について—「言葉や数、式を使って、わけや求め方など」について話し合うことは大切です。それは、授業の中で行うことです。説明するためには、「言葉や数、式」だけでは足りません。挿絵や図を用いることも必要になります。子どもたちは、みんなと話し合う中で、理解を深めていくのです。難しい問題を出し、立式だけで十分であるのに、採点者に分かるように記述させるというのは理不尽極まりありません。

9番・解答時間について—これについても、文科省が、解答用紙を回収して、分析すべきことがらです。

なお、時間内にできる問題を出すのが、文科省の子どもたちに対する最低限の責務ではありませんか。

(児童質問紙まとめ)

- ② このような質問紙調査を行うことは、子どもの人権侵害にあたります。
- ③ 「学習状況」と「学力」との比較をすることで、教育を子ども・学校あるいは家庭の責任としてしまいます。仮に、「学力」が身についていないという結果を出されるのであれば、それは文科省の責任です。文科省は、学習指導要領を抜本的に見直したり、すべての学年での少人数学級を実現したり、教職員定数を抜本的に改善したりして、義務教育を保障してください。
- ④ 来年度以降は、児童質問紙調査を行わないでください。

なお、小学生の不登校と暴力行為が過去最高となっています。これは、低学年で2時間、中学年以上で週1時間授業時数が増やされ大変窮屈な学校生活を送るとともに、宿題を含む学校外学習時間が増えているのが最大の原因だと考えられます。今後、改訂学習指導要領の実施で、小学3年から6年はさらに週1時間増やされますので、子どもたちはますます窮屈な生活を強いられます。学校生活にゆとりをもたらしたり、放課後や土曜日の自由時間を保障したりできるように、次期学習指導要領の抜本的見直しをしてください。

III 学校質問紙について

1 学校規模

学校教育施行令が改正され、インクルーシブ教育に向けての取り組みが進んでいます。「特別支援学級の児童数は除きます」「特別支援学級は除きます」として、特別支援学級とその在籍児童を排除して調査を行うことは、これに逆行するものです。

事務職員・再任用教職員・非常勤講師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・相談員・特別支援教育支援員・用務員・給食配膳員など、常勤の教員以外にも学校教育になくはならない教職員が大勢います。文部科学省は、教育予算を増やし、常勤の教員とともにこれらの教職員を増やす措置をとってください。

なお、愛知県においても、教職員が足りなくて、産休・育休や病気休職の代用教職員が確保できない状況が広がっています。教職員定数を抜本的に改善して、教職員を大幅に増員してください。また、再任用教員を定数外で配置するようにしてください。

2 生徒指導

「熱意を持って勉強している」「授業中の私語が少なく、落ち着いている」という質問をすることは、学校教育に対する介入です。それぞれの学校でこれらができるように、教職員の配置を促進し、校舎はじめ備品などの整備を進めるのが、文科省の役割です。

なお、「学習規律(私語をしない、話をしている人の方を向いて聞く、聞き手に向かって話をする、授業開始のチャイムを守るなど)の維持を徹底している」として学習規律の徹底など管理教育を強めることは、授業が分からない子を押しさえつける役割を果たすことが懸念されます。これは教育の後退です。

○ 施設・設備

以前は、「施設・設備」の項目がありました。また、実施要領では、「学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等」について調査を行うとなっています。去年は、豊田

市で小学1年の児童が熱中症で亡くなるという痛ましい事故が起きました。エアコン設置についての調査をすべきです。

なお、学校現場では、大勢の児童が狭い教室で勉強させられている、とくに雨降りの日などは狭い昇降口で混み合う、靴箱が狭いため長靴が落ちてしまう、不衛生な教室で給食を食べる、体操服に着替える際の更衣室がない、トイレが汚いなどさまざまな問題点があります。子どもたちが安全で快適な学校生活を送ることができるようにするため、施設・設備についての学校現場からの要望を聞く調査をするとともに、学校教育予算を大幅に増額して、施設・設備の改善を進めてください。

3 学校運営

教育課程を各学校で作成するのが原則ですが、教職員の人数が少なく、また忙しすぎて満足にできないのが実態です。さらに、日々の授業のための教材研究をする時間がありません。仕方なく、時間外や休日に行っています。私生活や健康を犠牲にしてまで行っているのです。こんな質問をするのではなく、少人数学級の実現と教職員の大幅増員をしてください。もちろん、学習指導要領の抜本的見直しもしてください。

P D C A サイクルを教育の場に持ち込まないでください。教育は短期間で成果が上がるものではありません。

「全国学力・学習状況調査の結果を地方公共団体における独自の学力調査と併せて分析し・・・」については、文科省としてしっかり学力調査を行っていると言っておられるのですから、地方公共団体独自の調査は必要ないとすべきではありませんか。

「学校として業務改善に取り組んでいますか。」という質問がありますが、それならばまずこの調査をやめるべきです。また、業務拡大の原因である学習指導要領の抜本的見直しが不可欠です。道徳の教科化や英語教育の早期化、あるいはプログラミング教育などによって、業務が格段に増えているのです。文科省が業務改善を妨げている原因を取り除いてください。

4 教職員の資質能力の向上

研修の大切さはどの学校においても十分理解していますし、時間が限られた中でも校内の現職教育を通じて最大限実施しています。ここで「時間が限られた中」について補足しますと、現行学習指導要領により低学年で週2時間、中・高学年で週1時間増やされました。これにより、5時間授業の日が週1日のみとなってしまう、職員会議や現職教育の時間の確保が難しくなりました。それでも、工夫をしながらなんとか実施しているというのが実態です。ところが、英語の教科化で授業時数が増やされ、移行期間中であるにもかかわらず、週5日間とも6時間となったところがあります。帯タイムを使うことで週1日の5時間授業を確保したところでは、下校時刻が遅くなっています。学校で実施したいと思う研修について、これを妨げているのが学習指導要領なのです。学習指導要領の抜本的見直しをしてください。

なお、「校長は、校内の授業をどの程度見て回っていますか。」という質問があります。これは、授業を見て回って教職員を管理しなさいということですか。

5 主体的で対話的で深い学びの視点からの授業改善

「主体的で対話的で深い学び」と言われますが、小学校ではこのような授業でなければ授業が成立しません。小学校に「主体的で対話的で深い学び」を押しつけるのは見当違いです。この質問は削除するとともに、学習指導要領の抜本的見直しをしてください。

6 国語科の指導方法

「補充的な学習の指導」をする必要のないようにするのが、義務教育のあるべき姿ではありませんか。授業ですべての子どもに確かな学力を身につけさせて、補充学習を不要とするためには、学習指導要領の抜本的見直しが必要です。

「発展的な学習の指導」をして、学力格差を今以上に拡大させてはなりません。

「目的や相手に応じて話したり聞いたりする授業」「書く習慣を付ける授業」「様々な文章を読む習慣を付ける授業」「漢字・語句など基礎的・基本的な事項を定着させる授業」という質問は、授業のスタンダード化につながります。子どもの実態に合わせて創造的な

授業を作り上げていくのは、各学校です。各学校の自主性を大切にしてください。

7 算数科の指導方法

「実生活における事象との関連を図った授業」「計算問題などの反復練習をする授業」の2つの質問からは、大多数の子どもには計算さえ出来ればよい、一部のエリートを育てることこそが大切だという意図が見えてきます。これは、義務教育に反するものではありませんか。

なお、「児童質問紙」では、算数の授業について、10問もの事細かな質問がなされています。「学校質問紙」ではたったの2問であるのは、どのような理由からですか。「児童質問紙」の質問数を減らし、「学校質問紙」のそれを増やすべきではありませんか。

8 ICTの活用

「大型提示装置（プロジェクター、電子黒板など）などのICTを活用」したかどうかという質問ですが、ICTの整備を促進させようという意図から出されたのですか。ICTよりエアコンやトイレの整備の方が、子どもたちのために役に立ちます。

9 特別支援教育

40人学級で、「児童の特性に応じた指導上の工夫」をおこなうことは至難の業です。最も必要とされているのは、30人以下の少人数学級です。そして、特別支援教育支援員の増員です。文科省が進めるべきは、少人数学級の推進と教職員増員に向けての財政措置を講ずることです。

10 小学校教育と中学校教育の連携

小学校と中学校の連携が大切なのは言うまでもありません。とくに、いじめや不登校、あるいは貧困が広がっています。また、発達障害の子どもも増えています。これらのことについてどう連携していくのかが問われています。

中学校入学にあたって、小学校から一人ひとりの実情について丁寧に申し送りをしていきますが、それだけでは不十分です。往々にして、申し送りしただけで、その後の様子については全く情報交換がないという実態があります。中学校入学後も、小学校教員が中学校の授業を見たり、入学後の子どもの様子について継続的に情報交換したりしていくことが必要です。

質問にある「近隣の中学校と、教科の教育課程の接続・・・」「近隣の中学校と、授業研究を行う・・・」については、現状においては忙しすぎて実行できません。そのようなことができるように学習指導要領を抜本的に見直してください。

なお、「平成30年度の全国学力・学習状況調査の分析結果について、近隣等の中学校と成果や課題を共有した」については、成績の比較で競争することになるだけです。この質問は削除してください。

11 家庭や地域との連携

小学生に職場体験活動させるためには、地域で小学生にふさわしい職場を探し出し、了解を得なければなりません。このような職場を探し出すのは至難です。また、仮にあったとしても、職場で1日過ごすとしたら、その間の安全について心配となります。中学生であっても、けがをした事例があります。小学生であればなおさら心配です。さらに、最大の課題は、職場への行き帰りの安全の確保です。小学生には職場体験活動はふさわしくありません。文部科学省は、小学校では職場体験活動を行わないように通知を出してください。

「教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る」ことについては、教員同士であれば可能でしょうが、教員と一般の人との間では無理だと考えられます。それよりも、授業参観を行ったり、保護者参加の行事を設けたりして、共通理解を図っていくことの方が大切です。

「学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動の支援、放課後支援、学校行事の運営」までに保護者や地域の人の参加を推進しているのはなぜですか。教職員をできるだけ増や

さず、不足分を保護者や地域の人にボランティアでお願いしようということでしょうか。

学校の統廃合を推し進めておきながら、「地域学校協働本部やコミュニティ・スクール」を推進するのはなぜですか。地域をまるごと管理統制していこうということでしょうか。

「保護者や地域の人との協働」とありますが、保護者や地域の人を学校の下請けにして、教職員の数を減らそうということでしょうか。教育水準の向上のためには、教職員の大幅増員が不可欠です。

12 家庭学習

改訂学習指導要領の移行措置も始まり、英語学習を加えての長時間の授業を受けさせているのが現状です。子どもたちは息苦しい学校生活を送らされた上、家に帰ってからも「家庭学習」で苦しめられるのです。これが、いじめ・不登校などの増加につながっているのです。

学習指導要領を抜本的に見直して、「家庭学習」を減らすことができるようにしてください。

13 調査結果の活用

テスト問題が不適切なため、学力を調査することができず、その結果の数値は不正確です。また、事前対策が行われている現状においては、数値がさらに不正確になります。結果公表はすべてなしにしてください。

「学校全体で教育活動を改善するために活用」することはできません。また、「保護者や地域の人たちに対して公表や説明を行っ」てはなりません。

(学校質問紙まとめ)

- ② 学校質問紙は、学校教育に対する、文科省の直接的で重大な介入にあたります。
- ② それにとどまらず、例えば「カリキュラムマネジメント」「PDCAサイクル」「ICTの活用」「主体的・対話的で深い学び」「地域学校協働本部やコミュニティ・スクール」「小中連携」など文科省が進める「教育改革」を各学校へ押しつけるものとなっています。
- ③ 特別支援学級を除いた通常学級・通常学校用の質問紙であること、そして、この通常学校用の質問紙を特別支援学校にも押しつけていることは、重大な障害者差別であると考えられます。
- ④ いじめ・不登校・貧困問題など、学校が抱えている課題を解決するためには、文部科学省が条件整備を進めることが必要です。調査を行うならば、たとえば、次のように学校からの切実な要望を聞く調査にしてください。

「教職員は何人不足していますか。」

「学級定数は何人がふさわしいとお考えですか。」

「道徳の教科化による問題点があれば教えてください。」

「英語教育の早期化・教科化による問題点があれば教えてください。」

「施設・設備で改善すべき点はありますか。」など

IV 実施要領について

1. 調査の目的

- ① 「義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から」「以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする」（「実施要領」）として実施されていますが、特別支援学級と特別支援学校の子どものほとんどが調査対象から外されています。これは、障害者を差別する調査です。このような調査を行ってはなりません。
- ② 「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる」とありますが、「学力」がまともに把握できないような調査結果を使って授業改善を行うことはできません。さらに、文科省が指導方法まで管理統制することは許されません。

4. 本体調査 (4) 調査の実施体制

- ① 「調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育

委員会…の協力を得て実施する。」とされていますが、教育委員会が調査を受けるのではなく、子どもたちが数時間受けるのです。子どもひとりひとりが、調査を受けるかどうか判断し決定できるようにしてください。

- ② 調査結果等の提供については、「個人票」ではなく、採点した解答用紙を子どもひとりひとりに返却してください。また、児童質問紙の回答用紙も返却してください。

同 (5) 調査結果の取扱い

- ① 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律…により、調査の実施、調査結果の活用及び公表を含め、調査は教育委員会の職務権限である。」とされていますが、「調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会…の協力を得て実施する。」のであり、文部科学省が実施するものです。「調査は教育委員会の職務権限である」として、文部科学省が教育委員会に調査に参加することを強制しないでください。
- ② 文部科学省が「都道府県ごとおよび政令指定都市ごとの公立学校全体の状況」を公表することで、市町村別あるいは学校別の成績公表が広がったり、都道府県間や政令指定都市間の競争が激しくなったりしているのです。それが、事前対策の広がりとなって現れています。「序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響などに十分配慮することが重要である」のですから、都道府県ごとおよび政令指定都市ごとの成績公表はやめてください。
- ③ 学校名を明らかにした公表が可能となっていますが、学校の平均正答率といっても、元々はひとりひとりの子どもの点数の集積です。子どもひとりひとりが数時間もの間苦闘して取り組んだ結果ですので、ひとりひとりの子どもに対して「学校の成績公表をしてもよいか」と尋ね、一人でも反対があれば、学校の成績公表はやめるようにしてください。
- ④ 小学校の結果を中学校へ送ることができることとされました。しかし、「学力」を把握することができない調査結果を送っても意味がありません。送ることによって、小学校と中学校の間での競争につながるだけです。やめてください。
- ⑤ 集計結果を大学等に貸し出すことができるようになりました。そもそも「学力」がまともに把握できていない結果や個人のプライバシーに関する事項を貸与することは許されません。また、情報漏洩を完全に防ぐことができないことから、貸し出しをしてはなりません。
- ⑥ 教育委員会・学校が、関係機関等に調査結果を提供することができるとされました。これについても、⑤と同様の問題があります。提供してはなりません。

同 (6) 調査実施に当たっての相談体制

- ① 「調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。」とありますが、文部科学省内がすべてにわたって責任を持って対応すべきであると考えます。とりわけ、採点・集計から、教育委員会や学校への結果配送まで民間丸投げにすることは許されません。

V 教育振興基本計画について

- ① 「はじめに」では、「激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多用な人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続けていくだけでは通用しない大きな過渡期にさしかかっている。」とあります。「未来を開拓する多用な人材」とは、企業に役立つ「人材」ということでしょうか。教育は、「人材」を育成するためにはありません。
- ② 「本答申では、…より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるための方策について示している。」とあります。教育は、「効果的・効率的」という経済の論理ではなく、子どもひとりひとりの人格の完成を目指し、長期的に行われるものです。
- ③ 「第1部 我が国における今後の教育政策の方向性」では、最初に改正教育基本法が取り上げられ、その前文と、第1条の教育の目的、第2条の教育の目標が示されています。

この改正教育基本法によって、国が教育内容に介入し、教育委員会や学校への管理統

制を強めているのです。

改正教育基本法ではなく、日本国憲法と教育基本法(1947 制定)を載せるべきだと思います。

- ⑤ ④「教育をめぐる現状と課題」では、「初等中等教育段階においては、PISA・・・、TIMSS・・・において我が国が引き続きトップレベルであることや、全国学力・学習状況調査において成績の低い県の成績も全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られていることが明らかになっている。これらに加え、児童生徒の学習時間その他の学習状況においても、一定の改善が見られる。」とされている。

ここでは、「全国学力・学習状況調査において成績の低い県の成績も全国平均に近づく状況が見られ、学力の底上げが図られていること」を取り上げてみることにします。

ア 「成績の低い県の成績も全国平均に近づく状況」については、10年にわたって調査を続けている中で、都道府県間の競争が広がり、成績の低い県も事前対策をやらざるを得なくなっているところから来ています。「学力の底上げが図られている」のではなく、テスト対策が進んだ結果、全国学力テストの点数が平均化したに過ぎません

イ 「児童生徒の学習時間その他の学習状況においても、一定の改善が見られる」については、学習指導要領の内容が多すぎるとともに難しすぎるため、学校からの宿題を増やさざるを得ないことから来た結果であると考えられます。なお、小学校での英語科新設をはじめとした英語教育の早期化で、宿題は今以上に増え、子どもたちは追い詰められ、不登校などが増加することが懸念されます。

- ⑤ 「2030年以降の社会を展望した教育政策の重点項目」では、「初等中等教育・・・を通じて育成を目指す資質・能力を①「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く『知識・技能』の習得)②「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる『思考力・判断力・表現力等』③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力・人間性等』の涵養)」の三つの柱で整理するとともに、・・・」とあります。日本国憲法のもと、子どもが教育を受ける権利を有しているのであり、教育を通じてその能力を最大限に伸ばすところにあります。「3つの資質・能力」に限定することは、国が定める教育を子どもに押しつけることにつながり、権利としての教育から義務としての教育へと転換させる恐れがあります。

- ⑥ 「今後の教育政策に関する基本的な方針」では、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(「アクティブラーニング」の視点からの授業改善)を推進すること」ということが重要であるとされています。

そもそも、アクティブラーニングは大学教育を改善するために提言された教育方法であり、小学校にはあてはまりません。今でも、小学校ではアクティブラーニング的な授業を行っており、それでなければ授業が成立しないのです。

文科省が、アクティブラーニングを推進しようとするほど、難しい学習内容を提示したり、話し合いを過度に重視したりして、結局は基礎基本の習得がおろそかにされることが懸念されます。

- ⑦ 「今後の教育施策の遂行に当たって特に留意すべき視点」では、「教育施策のPDCAサイクルの推進」があります。

教育は、企業のように結果がすぐ出るものではありません。

子どもたちは発達途上であるとともに、無限の成長の可能性を秘めた存在です。学校は、子どもたちの人格の完成をめざして、その能力を最大限伸ばすことができるように教え、励まし、支えていくところです。教育にPDCAサイクルを持ち込まないでください。

- ⑧ 「第2部 今後5年間の教育施策の目標と施策群」では、「「OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持」という「測定目標」が立てられています。

文化も歴史も風俗や生活習慣も、そして教育内容も異なる国に対して、同一の内容のテストを行ったり、その結果を比較したりすることは無意味です。また、政府が、国際調査におけるトップレベルを維持するという目標にすれば、都道府県・政令指定都市が全国学力テストにおいてトップレベルを目指すという目標を立てることを

奨励することになります。教育に「序列化や過度の競争」を持ち込まないでください。

⑨「新学習指導要領の趣旨が各学校現場で理解され、実現されるよう、・・・周知・徹底を図る。」とあります。学校現場では、道徳の教科化や英語教育の早期化などで、教職員の多忙化が進むだけでなく、子どもたちの学校生活が窮屈となったり勉強が難しくなったりしています。新学習指導要領の抜本的な見直しを求めるものです。

以上